

入札説明書

野洲市の「南桜浄水場膜ろ過装置等設置工事（機械設備等工事）」に係る入札公告（建設工事）に基づく制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 令和2年5月11日

2. 契約担当者

野洲市長 山仲 善彰

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

3. 入札に付する事項

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 工事番号 | 令和2年度工第4号 |
| (2) 工事名 | 南桜浄水場膜ろ過装置等設置工事（機械設備等工事） |
| (3) 工事場所 | 滋賀県野洲市近江富士五丁目地先 |
| (4) 工事概要 | 浄水設備（膜ろ過機器） |
| | 膜ろ過設備工事（セラミック膜ろ過装置等） 1.0 式 |
| | 薬品注入設備工事（凝集剤貯留槽） 1 槽 |
| | （塩素剤貯留槽） 1 槽 |
| | 水処理電気設備工事（制御盤等） 1.0 式 |
| | 交通誘導警備員 10 人 |
| (5) 工期 | 契約日から令和3年2月19日まで |
| (6) 予定価格 | 事後公表 |
| (7) 最低制限価格 | 事後公表 |

4. 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次のすべての事項に該当する単独企業で野洲市長の本工事における入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日の時点において、令和2年度の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に「機械設備工事」の登録を受けており、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく機械器具設置工事の特定建設業の許可を受けている者。
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（公告日の前日において有効であるものに限る。）において機械器具設置工事に係る総合評定値が900点以上の者であること。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の1）から5）の要件に該当する者でないこと。
 - 1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - 2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - 3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - 4) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - 5) 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 公告日の前日から起算して前10年以内に国内において、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、浄水場施設でMFセラミック膜ろ過装置（財水道技術研究センターの認定を有するMFセラミック膜ろ過装置内圧式モノリス型）に係る新設又は更新工事の施工実績があること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20%以上であること。
- (6) 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、機器製作期間については工事現場への専任は要しない。
 - 1) 機械器具設置工事業に係る建設業法第7条第2項または第15条第2項の資格を有すること。
 - 2) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 3) 配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（資料の提出日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。

- (7) 公告日から入札執行日までの間において、野洲市長から工事請負契約に係る入札参加停止を受けていないこと。
- (8) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 野洲市暴力団排除条例第6条より、次の(ア)から(カ)の要件に該当するものでないこと。
 - (ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者
 - (イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (カ) 上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

5. 設計業務等の受託者等

- (1) 上記4(9)にいう「本工事に係る設計業務等の受託者」とは次に掲げる者である。
環境設計株式会社野洲支店(滋賀県野洲市市三宅)
- (2) 上記4(9)にいう「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の1)又は2)に該当する者である。
 - 1) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。
 - 2) 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

6. 入札に参加しようとする者の間における資本関係又は人的関係

- (1) 上記4(9)にいう「資本関係又は人的関係」とは次に掲げる関係である。
 - 1) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 2) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

7. 担当部局

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1 (野洲市役所本館 2 階)
野洲市 総務部 総務課 契約管財担当
電話 077-587-6038(直通)
E-mail : soumu@city.yasu.lg.jp

8. 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、野洲市長から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

- 1) 提出期間：令和2年5月11日(月)から令和2年5月29日(金)までに提出すること。
郵送の場合、5月29日までに必着のこと。
 - 2) 提出方法：申請書等を郵送又は持参すること。
 - 3) 提出先：上記7に同じ。
- (2) 申請書は、様式1により作成すること。
- (3) 資料は、次に従い作成すること。
- 1) 配置予定監理技術者等
 - ア) 配置予定技術者が監理技術者にあつては、監理技術者の有する資格取得証、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の表面の写しを添付すること。
なお、監理技術者資格者証については、裏面の写しも添付すること。
 - イ) 直接的、かつ、恒常的な雇用関係(資料の提出日以前に3箇月以上の雇用関係)を明示することができる資料(健康保険被保険者証の写し等)を添付すること。
なお、上記ア)の写しによって上記の資料に代えることができるが、当該写しに記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札参加希望者の商号又は名称とが異なるなど、直接的かつ恒常的な雇用関係に疑義があると認められる場合には、上記の資料を求めるものとする。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
 - ウ) 同一の技術者を重複して複数工事の候補者とするは差し支えないが、他の工事を落札したことにより、配置予定監理技術者等を当該工事の現場に配置できなくなった場合は、直ちに申請書及び資料の取り下げもしくは入札の辞退を行うこと。万一これらの行為を行わずに入札した者は、入札参加停止等の措置を行うことがある。
 - エ) 配置予定監理技術者等の申請人数は1名に限る。
 - 2) 建設業法に基づく建築工事業の許可を受けていることが確認できる書類(支店、営業所の一覧を含む建設業許可書等)の写しを添付すること。
 - 3) 公告日の前日において有効である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを添付すること。
 - 4) 暴力団等の排除措置に伴う誓約書及び会社役員名簿に記名、押印すること。
(下請人等からも誓約書及び会社役員名簿の提出を求めることがある。)
- (4) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は書面で令和2年6月5日(金)に郵送により通知する。
- (5) その他
- 1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - 2) 野洲市長は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - 3) 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - 4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

9. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、野洲市長に対して入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができる。
- 1) 提出期限：令和2年6月12日(金)午後4時00分
 - 2) 提出方法：直接持参すること。その他の方法は認めない。
 - 3) 提出先：上記7に同じ。
- (2) 野洲市長は、説明を求められたときは、令和2年6月16日(火)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

10. 現場説明会

現場説明会は行わないものとする。

11. 入札説明書、見積りに必要な設計図書等に対する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。
 - 1) 提出期間：令和2年5月11日(月)から令和2年6月1日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)
ただし、最終日の6月1日(月)については正午までとする。
 - 2) 提出方法：申請書に記載した E-mail アドレスから質疑回答書(様式2)を電送により提出するものとし、必ず着信したことを確認すること。
 - 3) 提出先：上記7に同じ。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答は、次のとおりとする。
 - 1) 日時：令和2年6月8日(月)午前9時より
 - 2) 方法：入札参加資格があると認められた者に対して、申請書に記載した E-mail アドレス宛に電送により回答する。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
請負代金額の10分の1以上を納付すること。
ただし、金融機関、又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

13. 工事積算内訳書の提出

- (1) 入札時に入札書に記載される入札金額に対応した工事積算内訳書の提出を求める。
- (2) 工事積算内訳書の様式は任意であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、商号又は名称、代表者名及び工事名を記載するとともに、押印すること。
- (3) 工事積算内訳書は返却しない。
- (4) 工事積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 提出された工事積算内訳書について、野洲市長(補助者を含む。)が説明を求めることがある。

14. 入札書の提出方法

- (1) 入札参加者は、入札書等指定された書類(以下「入札書等」という。)を通知書に示す到達期限内必着で、送付先に二重封筒(内封筒及び外封筒)にて、一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便の何れかの方法により郵送又は持参により送付すること。
指定以外の方法(普通郵便で郵送等)で提出された入札書は無効となるので注意すること。
- (2) 郵便の事故等いかなる理由であっても到達期限を過ぎて到達した入札書等は無効とする。
- (3) 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (4) 郵便入札に係る費用については、開札の結果にかかわらず入札参加者の負担とする。

15. 入札書及び郵便入札封筒の作成方法等

- (1) 入札書の日付は開札日を記載すること。
- (2) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書等は内封筒に封入し、封緘(のり付け)のうえ、入札書に押印した印で割印すること。内封筒には19に示す提出書類も同封すること。
- (4) 内封筒には、工事番号、工事名、商号・代表者名を記載し、並びに「入札書」と朱書きすること。また、外封筒に「入札書在中」と表記すること。(「郵便入札封筒の記載例」参照)
- (5) 封印した外封筒に入れ、持参または一般書留郵便、簡易書留郵便もしくは特定記録郵便にて提出すること。
持参する場合も外封筒と内封筒を作成の上、提出すること。

16. 入札書の開札等

- (1) 期限までに提出された入札書は、通知書に定める開札日時に立会職員同席のもと開札する。
- (2) 開札の立会
 - ① 入札参加者は、開札に立ち会うことができる。ただし、代理人が立ち会う場合は、立会委任状（様式4）を提出しなければならない。また、立会の場合であっても、通知書記載の到達期限までに入札書を提出すること。
 - ② 入札参加者は開札に立ち会う場合は、開札日の前日までに担当課（担当部局）に連絡のうえ、開札日時の15分前に開札場所に参集すること。
 - ③ 開札時刻に遅刻した参加者は立会いすることができない。

17. 入札回数

- (1) 最低入札額が予定価格に達しなかった場合、1回を限度に再度の入札を行う。
- (2) 再度の入札を行う場合、契約担当者は、直ちに第1回目の最低入札価格、入札書の到達期限、開札日時及び場所を指定し、入札参加者に通知する。
なお、最低制限価格未満の入札は失格とし、第2回目の入札に参加することができない。

18. くじによる落札者の決定

- (1) 開札の結果、落札となるべき価格と同一の価格で入札をした入札参加者が2人以上あるときは、落札決定を保留し、当該入札をした者に別途日時を定めて出席を求め、くじにより落札者を決定する。ただし、当該入札をした者全員が、現に開札に立ち会っている場合は、その場でくじを引くものとする。
- (2) 18（1）の場合において、当該入札をした者が出席をしないとき、又は出席をしてもくじを引かないときは、立会職員がその者に代わりくじを引くものとする。

19. 郵便入札時提出書類

- (1) 野洲市長の入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを内封筒に同封すること。
- (2) 上記13に示す工事積算内訳書を内封筒に同封すること。

20. 落札者の決定等

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札該当者が2名以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
なお、10日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失うことがある。

21. 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者のした入札。
なお、野洲市長の入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出しない者及び開札時において上記4に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。
- (2) 入札金額を加除訂正した入札。
- (3) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札。
- (4) 談合その他不正な行為があったと認められる入札。
- (5) 入札書記載の金額と工事積算内訳書記載の金額が同額でない入札。
- (6) その他、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにその他入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

22. 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書等の到達後においても開札までの間は、入札の参加を辞退することができる。この場合において、入札の参加を辞退しようとするときは、開札までに入札辞退届を書面で提出しなければならない。

- (2) 入札を辞退したものは、これを理由として以後不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (3) 入札の辞退等により入札参加者が1人となった場合も、入札執行は取りやめない。

23. 契約変更の取り扱い

- (1) 不可抗力(地震、風水害等)によって地形が変化し数量に変更があった場合は、発注者と受注者の協議のうえ、発注者が認めたものについては変更の対象とする。
- (2) 現場条件、関係機関との協議、社会的条件(地元対応等)によって新たな対策や施工体制の変更が生じた場合には、発注者と受注者の協議のうえ、発注者が認めたものについては変更の対象とする。

24. 配置予定監理技術者等の確認等

落札者決定後、CORINS 等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、監理技術者等の変更については、下記に該当する場合に限り監督職員と協議の上、変更を認めることができる。

- (1) 病気により監理技術者等としての職務の遂行ができないと判断された場合
- (2) 当該監理技術者等が死亡した場合
- (3) 当該監理技術者等が退職した場合
- (4) 当該監理技術者等が真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- (5) 発注者の責により工期延期となる場合
- (6) 工期が2年以上の長期に渡る工事で1年以上の期間連続して監理技術者等として従事した場合

なお、監理技術者等を変更する場合は、上記4(7)記載のすべての条件に満足し、かつ当初の配置予定技術者と同様以上の者を配置しなければならない。ただし、変更後の監理技術者等のCORINS への実績登録については、従事期間及び従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。また、上記(5)により監理技術者等を変更する場合は、新旧技術者の引継期間について発注者と協議すること。

25. 支払条件

- (1) 「前金払・中間前金払」を行う。請負代金額が200万円以上であり、かつ、工期が60日以上の工事については保証事業会社の保証証書の提出があったときは、野洲市会計規則及び野洲市建設工事執行規則に基づき前金払及び中間前金払を行う。前金払は請負金額の40%以内とし、中間前金払は請負金額の20%以内とする。
- (2) 「部分払」を行う。請負代金額が200万円以上で、かつ、60日以上の請負工事については、業者より願い出があったときは、野洲市契約規則及び野洲市建設工事執行規則に基づき1会計年度につき3回を限度とし、出来高の10分の9以内の部分払を行うことができる。ただし、最初の部分払は請負代金額の10分の4以上の出来高を必要とし、2回の部分払の請求は直前の請求日から3月以上経過していなければならない。
- (3) 上記中間前金払を請求した場合は、部分払を請求することができない。

26. 関連情報を入手するための照会窓口

上記7に同じ。

27. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、野洲市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (3) この入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。